

# 移築後の建造物も特別史跡となった稀有な事例

## —三重県松阪市所在「特別史跡 本居宣長旧宅・同宅跡」の現状と課題—

寺嶋 昭洋（松阪市産業文化部文化課）

### 1. はじめに

松阪市の名は、天正16年（1588）に蒲生氏郷が築城した「松坂城」に由来する。地名表記は、江戸時代を通して「松坂」を用いられることが主流であったが、明治22年の町制施行の際に「松阪」に統一された。

平成17年に旧松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町の1市4町が合併し、東は伊勢湾、西は高見山地で奈良県境に接する東西約50km、南北約37kmに及ぶ市域（623.58km<sup>2</sup>）<sup>1)</sup>となった（図1）。

平成22年の国勢調査時の人口は、168,017人、平成27年時の人口は163,863人で、その後も減少傾向が続いている。第1次産業就業者数は4%、第2次産業就業者は約30%、第3次産業就業者は約66%という状況にある。令和4年度の財政規模は一般会計

予算が約707.6億円、その内、文化財関連予算は約5.4億円となっている。

### 2. 特別史跡の概要と移築の経緯

#### （1）本居宣長旧宅の概要

本居宣長旧宅は、元禄4年（1691）に宣長の祖父が松坂城下の職人町に建築した隠居屋敷を、享保11年（1726）に魚町へ移築したもので、宣長は、12歳の時に本町の本宅から魚町に移り住み、亡くなる72歳まで住居として医業のかたわら古典研究を行った。建物としては木造平屋建（一部2階）の瓦葺きで、間取りは1階の見世の間、おいえの間、居間、仏間、奥座敷、台所、2階の書斎からなる。宣長は、53歳の時に物置を書斎に改修し、柱に36個の鈴からなる柱掛け鈴をかけたことにちなみ書斎を「鈴屋」と名付けた<sup>2)</sup>。

#### （2）松坂城跡への移築と文化財指定の経緯

明治26年（1893）3月29日、魚町2丁目から出火し、旧城下の多くを焼き尽くす、所謂「松阪大火」が発災した<sup>3)</sup>。魚町1丁目に所在していた本居宣長旧宅は難を逃れ、それまでに活発化しつつあった本居宣長顕彰の動きと相まって、遺構保存の機運が大きく高まることになった。当初、魚町外への移築案が浮上し、続いて旧宅の周辺を買い上げて公園化することで、建物の密集を軽減して火災から保護しようとする現地保存案が検討された<sup>4)</sup>。しかし、現地での保存は土地購入費が高額となるため回避され、明治34年（1901）頃には、すでに松阪公園となっていた松坂城跡へ移築する方向でまとまったようであ



図1 松阪市の位置

る<sup>5)</sup>。明治39年（1906）には、鈴屋遺蹟保存会が設立され、遺構保存にむけた募金を開始。明治42年（1909）、本居宣長旧宅は松坂城跡隠居丸へ移築、一部修理・復原され、魚町の宅跡は、そのままに保全



図2 移築前の本居宣長旧宅（魚町）<sup>6)</sup>



図3 現在の本居宣長旧宅（殿町 松坂城跡内）



図4 現在の本居宣長宅跡（魚町）

された。なお、この移築に際し、鈴屋遺蹟保存会の事務所や門等が近接して建てられ、これらは平成19年（2007）7月31日に登録有形文化財となっている。

さて、その後の本居宣長旧宅・同宅跡は、大正11年（1922）に国指定史跡となり、昭和28年（1953）には特別史跡に指定された。その内容は以下の指定解説文を参照されたい。

#### 【指定解説文】

宣長ノ歿後世々其ノ家ニ傳ヘシモノニシテ近年  
保存ノ必要上建物ハ之ヲ公園内ニ移シ宅地ハ之ヲ  
存シテ舊ニ依ラシム

本居宣長が幼時からその終焉まで居住したところであって、もと祖父の隠居所であった。市街地の魚町にあり、奥行の深い敷地に営まれた町家造りの民家で、二階物置を改造した書斎は鈴の屋のおこりとして著名である。建物は明治42年火災を慮って松坂城跡内に移転せられ、その際旧規に従って若干の復原を行ひ、また庭園等環境、家の向もそのまま旧状を模している。宅跡にはその敷地はもとより井戸、樹木等旧時のまま遺存し、旧宅を併せてよく旧態を偲ぶことができる。

最も著名な学者の旧宅として学術上その価値は極めて高い<sup>7)</sup>。

松坂城跡に移築された旧宅は、公園内の一施設として広く市民に認知され、昭和45年（1970）に博物館である本居宣長記念館が開館したことで、益々市民の理解が深まり、松阪市を代表する文化財施設となった。一方、魚町で保全されている宅跡は、道向かいにある重要文化財 旧長谷川家住宅や、登録有形文化財 見庵（旧小泉家住宅主屋）と合わせて、近世町家が建ち並ぶ雰囲気を感じることができる観光スポットとして重要な役割を担っている。

### 3. 移築先 松坂城跡の概要

#### （1）史跡松坂城跡の概要

松坂城跡は、松阪市街地のほぼ中央部に位置し、伊勢平野の中央を流れる阪内川と櫛田川に挟まれた標高35m余りの独立丘陵に築造された平山城である。

近江国日野出身の蒲生氏郷が天正16年（1588）に築城したもので、天正18年（1590）、氏郷が陸奥国会津若松に移封となって以降、服部一忠、古田重勝が城主となった。この間に、本丸・二の丸・三の丸の曲輪の整備がなされた。元和5年（1619）に、松坂は紀州徳川家の統治下に入り、江戸期を通じて城郭としての役割を果たした。

城の縄張りとしては、大手を北東に、搦手を南東に置き、本丸を中心に二の丸・三の丸・きたい丸・隠居丸などの曲輪を配置する。本丸は上下段に分かれ、天守台があり天守が建てられていた。また、本丸および二の丸には櫓・門・堀などの建築物が存在していた。本丸・二の丸ほかの各曲輪を形成する法面には野面積みを主体とする豪壮な石垣が築かれており、この城郭の見所の一つとなっている。

このような松坂城跡は、「今回指定をしようとするのは、上記曲輪のうち、本丸・二の丸・きたい丸・隠居丸を含む地域で、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特色を備え、その姿を良好にとどめており、当初は豊臣政権の東国への備えとして築かれたと考えられるとともに、江戸期の御三家の一つである和歌山藩領の飛地内に所在し、その支配の拠点となった城郭として明治期まで存続した点で特筆されるなど、近世の政治・軍事を知る上で重要である。」<sup>8)</sup>との評価により、平成23年2月7日に国指定史跡に指定されることになった。

## （2）明治時代以降の松坂城跡

明治4年（1871）の廃藩置県以降、城郭は陸軍省管轄に置かれ、翌5年には建物・石垣等売却の通達が出された<sup>9)</sup>。松坂城は明治14年（1881）に県管轄の松阪公園として認可されるまで荒れるにまかず状態にあり、この間には、土壘の削平と堀の埋め立てが行われたり、城内の建物の取壊しや三の丸域の民間への払い下げ等が行われたりした。

また、先述のとおり、明治26年（1893）の大火の経験から、明治42年（1909）に旧城下に所在した本居宣長旧宅が城内の隠居丸へ移築された。さらに、明治43年（1910）の皇太子の行啓を記念して明治45

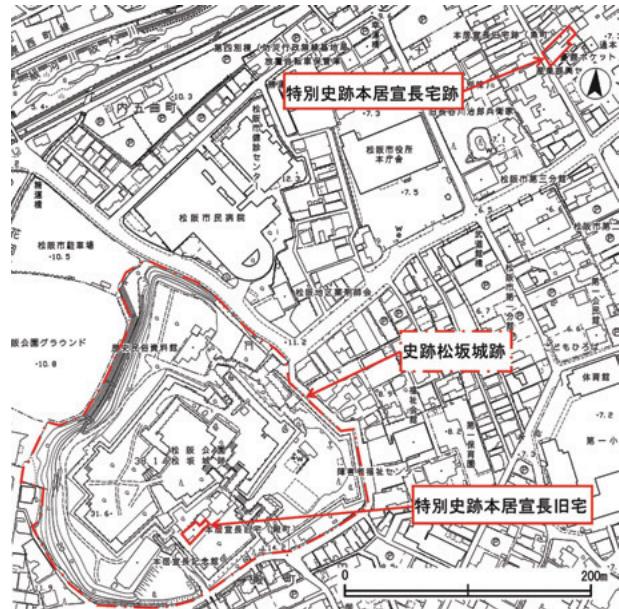


図5 特別史跡と史跡の位置図

年（1912）に飯南郡図書館（現在の松阪市立歴史民俗資料館）も城内に建設された。

その後、戦前・戦中を通じ県管轄の松阪公園として利用された後、戦後、都市公園法に基づく都市公園となったことで公園整備が進み、市民の憩いの場としての地位を確立していった。

## 4. 既存計画における特別史跡の位置付け

### （1）史跡松坂城跡保存管理計画

松坂城跡の国指定史跡に向けた動きと連動し、平成24年（2012）に史跡松坂城跡保存管理計画が策定され<sup>10)</sup>、保存管理の基本的な考え方や現状変更の取り扱い基準、整備の方向性についてまとめられた。この中で、史跡松坂城跡の構成要素を「主たる構成要素」、「特別な構成要素」、「その他の構成要素」の3つに分類し、城内に移築された本居宣長旧宅は、特別な構成要素に分類されている。特別な構成要素とは、「史跡松坂城跡としての主たる構成要素ではないが国の特別史跡等の指定や登録文化財など貴重な要素」と位置付けられるものである。そして、本居宣長旧宅の取り扱いは、「町屋から城内に移築された当時の歴史的経緯があること、国の特別史跡に

指定されていること、既に移築後100余年を経て市民権を得ている点等を考慮し、庭園とともに施設としての現状を当面維持・保全する。」としている。

一方、博物館施設である本居宣長記念館は、その他の構成要素に分類され、「築後40余年を経て、建物本体、設備共老朽化が目立ち、貴重な資料の展示・収蔵上問題があり、また松坂城とは無関係な建物である。しかし特別史跡本居宣長旧宅の管理機能を有していることから、当面は現建物機能を保持するため維持する。なお、地下遺構に影響を及ぼす耐震や補強工事は認めないものとする。」とされている。

## (2) 史跡松坂城跡整備基本計画

史跡松坂城跡保存管理計画策定に続き、平成28年(2016)3月に史跡松坂城跡整備基本計画が策定された<sup>11)</sup>。松坂城跡の将来像を掲げ、具現化するための整備項目を定め、保存と活用整備の考え方を示したもので、特別史跡本居宣長旧宅の項目には、「将来条件が整えば、適地に移築することを検討する。」と追記され、本居宣長記念館の項目には「本居宣長旧宅が移築する場合は撤去する。」と追記された。

## (3) 「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画

「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画は、約170haある中心市街地を20年後にどのようなまちしていくのかという、主に公共施設の配置に関する方向性を示したもので、平成29年(2017)5月に策定された<sup>12)</sup>。これは、関連計画の一つとして史跡松坂城跡整備基本計画の内容も踏まえたものとなっており、魚町の本居宣長宅跡に「本居宣長旧宅を移築」、「本居宣長旧宅を移築する場合の場所は本居宣長宅跡とする必要がある」と明記された。このことにより、本居宣長旧宅の管理機能を有する本居宣長記念館も旧宅周辺の公有地に機能移転するように計画された。

## 5. 本居宣長旧宅の再移築に関する 課題

以上のとおり、現状においては、本居宣長旧宅を本来の場所である本居宣長宅跡へ再移築する方向性

をもって計画されている。史跡としての考え方では、一体であることがあるべき姿であり、現在はいわば特殊な状況にあるものと考える。実際に明治の遺構保存の議論の中でも現地保存ができないか検討され、松坂城跡への移築後となる明治43年頃にまとめられた旧宅移築事業報告書の移築設計方針に、遺構保存は本来原位置で行うべきであるといった趣旨の記載がなされていることも興味深い。

しかし、現在の松坂城跡内にそのまま残す方が良いという市民からの意見があるのも事実である。これは、すでに松坂城跡に存在することが当然の景観になっていることや、移築には多額の費用がかかるということ、そして何より、火災から守るために先人が敢えて移築したものを、再度もとへ戻すことへの疑問からであろう。魚町の本居宣長宅跡は、今もなお短冊状の細い町割りが並ぶ中に位置し、民家も隣接している。火災に対する懸念が払拭できるか否か、これが大きなポイントになることは間違いない。

### 【補註および参考文献】

- 1) 松阪市「松阪市の概要」  
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/7/gaiyo.html>
- 2) 松阪市 1979『松阪市史 第6巻 史料篇 文化財』
- 3) 松阪市 1983『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』
- 4) 本居宣長記念館「創立當時当事者の苦心顛末」『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』
- 5) 本居宣長記念館「鈴屋移築顛末」『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』
- 6) 写真は本居宣長記念館から提供を受けた。
- 7) 文化庁「本居宣長旧宅・同宅跡」『国指定文化財等データベース』  
<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/401/1491>
- 8) 文化庁 2011『月刊文化財』569号
- 9) 松阪市 1982『松阪市史 第14巻 資料篇 近代(1)』
- 10) 松阪市 2012『史跡松坂城跡保存管理計画書』
- 11) 松阪市教育委員会 2016『史跡松坂城跡整備基本計画書』
- 12) 松阪市 2017『「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画～公共施設の配置を中心とした土地利用計画～』